

事業主のみなさまへ

平成 30 年度 7 月豪雨に伴う障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給の特例の終了（一部地域を除く。）のお知らせ

平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

次に掲げる地域内に所在する事業所の事業主を対象とした助成金支給の特例につきましては、障害者雇用納付金の納期限である 平成 30 年 11 月 27 日 をもって終了しますのでお知らせいたします。

都道府県名	地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

※岡山県倉敷市真備町については、同町の状況を鑑み今後別途決定されます。

平成 30 年 10 月 22 日

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

・ 障害者助成部 助成管理課 TEL 043 - 297 - 9500

・ 事業所の所在する都道府県の高齢・障害者業務課

（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>